

独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付契約に係る保護者負担
に関する規則の一部を改正する規則

独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付契約に係る保護者負担に関する規則（平成27年鹿屋市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「8月末日」を「10月末日」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。